第十一条の二十の二を第六十条とする。

第十一条の二十第二号ハ中「別記様式第十二号の十六」を「別記様式第五十五号」に改め、同条を第五十九条とする。

第十一条の十九第一項中「別記様式第十二号の十四」を「別記様式第五十三号」に、「第十二号の十五」を「別記様式第五十四号」に改め、同条を第五十八条とする。

第十一条の十八中「別記様式第十二号の十三」を「別記様式第五十二号」に改め、同条を第五十七条とする。

第十一条の十七の二中「第六条の六」を「第二十二条」に、「別記様式第七号の五」を「別記様式第二十一号」に、「別記様式第十二号の十二の二」を「別記様式第五十一号」に、「を添えなければ」を「（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）」に、「、外国人登録証明書を」、外国人登録証明書の写し」に改め、「を添え（外国人登録証明書又はこれに類する書類については提示し）なければ」を削り、同条を第五十六条とする。

第十一条の十七中「別記様式第十二号の十二」を「別記様式第五十号」とし、同条を第五十五条とする。

第十一条の十六中「第十一条の十二」を「第五十条」に、「別記様式第十二号の十一」を「別記様式第四十九号」に改め、同条を第五十四条とする。

第十一条の十五中「別記様式第十二号の十」を「別記様式第四十八号」に改め、同条を第五十三条とする。

第十一条の十四中「別記様式第十二号の九」を「別記様式第四十七号」に改め、同条を第五十二条とする。

第十一条の十三中「別記様式第十二号の八」を「別記様式第四十六号」に改め、同条を第五十一条とする。

第十一条の十二中「別記様式第十二号の七」を「別記様式第四十五号」に改め、「（第一号括弧書に掲げるものについては、提示し）」を削り、同条第一号中「外国人登録証明書」を「外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類」に改め、同条を第五十条とする。

第十一条の十一を第四十九条とし、第十一条の十の二を第四十八条とし、第十一条の十を第四十七条とする。

第十一条の九中「別記様式第十二号の六」を「別記様式第四十四号」に改め、同条を第四十六条とする。

第十一条の八中「別記様式第十二号の五」を「別記様式第四十三号」に改め、同条を第四十五条とする。

第十一条の七中「別記様式第十二号の四」を「別記様式第四十二号」に、「第五条第一項前段」を「第十二条第一項前段」に改め、同条を第四十四条とする。

第十一条の六第一項第三号中「第四条第一項第一号」の下に「、第四号又は第五号の二」を加え、「散弾銃」を「ライフル銃以外の猟銃」に改め、同条第二項中「第五条第一項前段」を「第十二条第一項前段」に、「第五条の二」を「第十三条」に、「第五条第四項」を「第十二条第四項」に、「空気銃の所持の許可を受けている者にあつては十八歳に、猟銃の所持の許可を受けている者」を「猟銃の所持の許可を受けている者（令第十三条第二項に規定する者から推薦された者を除く。）」に改め、同条を第四十三条とする。

第十一条の五中「第十一条第十項」を「第十一条第十一項」に改め、同条を第四十二条とする。

第十一条の五の四中「第十一条第八項若しくは第九項」を「第十一条第九項若しくは第十項」に、「別記様式第十二号の三の四」を「別記様式第四十一号」に改め、同条を第四十一条とする。

第十一条の五の三第一項中「第十一条第八項」を「第十一条第九項」に、「別記様式第十二号の三の三」を「別記様式第四十号」に改め、同条第二項中「別記様式第十二号の三の三」を「別記様式第四十号」に改め、同条を第四十条とする。

第十一条の五の二中「第十一条第六項若しくは第七項」を「第十一条第七項若しくは第八項」に、「別記様式第十二号の三の二」を「別記様式第三十九号」に、「第十六条の二の三」を「第九十七条」に改め、同条を第三十九条とする。

第十一条の五の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第一項中「まつ消を」を「抹消を」に、「別記様式第十二号の三の許可事項まつ消申請書」を「別記様式第三十八号の許可事項抹消申請書」に改め、同条を第三十八条とする。

第十一条の四中「第八条第二項」の下に「（法第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）」を、「規定により許可証」の下に「（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）」を加え、「別記様式第十二号の二」を「別記様式第三十七号」に改め、「当該許可証」の下に「（法第九条の十五第二項において準用する場合にあつては、年少射撃資格認定証）」を加え、同条を第三十七条とする。

第十一条の三第一項中「最初に」の下に「同号の規定による」を加え、同条を第三十六条とする。

第十一条の二中「第四条」を「第九条」に、「十五日」を「一月」に改め、同条を第三十五条とする。

第十一条中「別記様式第十二号」を「別記様式第三十六号」に改め、同条を第三十四条とする。

第十条第一項中「別記様式第十一号」を「別記様式第三十五号」に改め、同条第二項及び第三項中「を添え」を削り、「外国人登録証明書の写し」に、「を提示し）なければ」を「）を添えなければ」に改め、同条を第三十三条とする。

第九条を第三十二条とする。

第八条中「別記様式第九号」を「別記様式第三十号」に、「別記様式第十号又は第十号の二」を「別記様式第三十一号又は第三十二号」に、「別記様式第十号の三又は第十号の四」を「別記様式第三十三号又は第三十四号」に改め、同条を第三十一条とする。

第七条中「第六条第二項」を「第二十四条第二項」に、「別記様式第八号」を「別記様式第二十九号」に改め、同条を第三十条とする。

第六条の九中「第六条の六」を「第二十二条」に、「別記様式第七号の五」を「別記様式第七号の八」を「別記様式第二十四号」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の四条を加える。

（技能講習）

第二十六条　法第五条の五第一項の講習を受けようとする者は、別記様式第二十五号の技能講習受講申込書二通に当該申込人の写真二枚を添えて、住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出するものとする。

（技能講習通知書）

第二十七条　令第二十一条第一項の規定による技能講習についての必要な事項の通知は、別記様式第二十六号の技能講習通知書を交付して行うものとする。

（技能講習修了証明書の様式）

第二十八条　法第五条の五第二項の技能講習修了証明書は、別記様式第二十七号のとおりとする。

（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）

第二十九条　第二十二条の規定は、法第五条の五第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により技能講習修了証明書の書換え及び再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二十二条中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「別記様式第二十八号の技能講習修了証明書再交付等申請書」と読み替えるものとする。

第六条の八中「別記様式第七号の七」を「別記様式第二十三号」に改め、同条を第二十四条とする。